

正羽多野副金井議長再選

軽自動車税が市税に

4月臨時市会

地方税法の改正に伴う市税条例を一部改正する条例など十二議案を審議する四月臨時市会は、去る十八日に開会し、提出議案の全てを即日原案可決しました。また本会では、最近当市にとって重要な問題となつてゐるガス謫教問題、東大阪政治水問題を担当する二つの特別委員会を新設し、正副議長辞任に伴う役員改選の結果、正副議長には現羽多野議長、金井副議長が再選されました。(市議会委員名簿は別掲の通り)

今回の市会で可決された主要議案はつきの通りです。

▽市議会会員条例一部改正の件

今回の機構改正に伴い、増任委員会の所管事項をこれに適応するよう改正するため提案されたもので、各委員会の所管事項はつきの通りになりました。

一、総務委員会
秘書室、人事課、庶務課、財務課
広報課、税務課、微税課、会計課、戸籍課、消防署、警備管理委員会、公平委員会、監査委員会各所管に属する事項

二、文教民生委員会
教育委員会、福祉事務所の各所管に属する事項
商工課、衛生課、国民健康保険課、市立病院の各所管に属する事項

▽市税条例一部改正の件

地方税法が改正され、本年度分の市税から自転車税がなくなり、新しく軽自動車税が市税となつた外条文中の字句を改正するための提案されたものです。なお今回の改

正でたゞご消費税の税率は百分の九から百分の十一になりました。

軽自動車税の条文は次のとおり

第三節 軽自動車税

(軽自動車税の納稅義務者等)

第七十九条 軽自動車税は、法第

四百四十二条第一項の規定によ

りて当該軽自動車等が売主及び買主の共有物とみなされる場合における買主を含む。以下軽自動車税について同じく課する。

2、軽自動車等の所有者が法第四百四十二条第一項の規定によつて軽自動車税を課することができる場合においては、その使用者に課する。ただし、公用又は公の用に供するものについては、これを課さない。

(軽自動車税の課税免除)

機付自転車、軽自動車及び二輪の小型自動車(以下軽自動車税について「軽自動車等」といふ)に対し、その所有者が法第四百四十二条第一項の規定により当該軽自動車等が売主及び買主の共有物とみなされる場合における買主を含む。以下軽自動車税について同じく課する。

1、原動機付自転車

イ 総排気量が〇・〇五リットル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワット以下のもの 年額 五百円

ト ルをこえ、〇・〇九リットル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワット以下のもの 年額 五百円

エ ○・八キロワット以下のもの 年額 八百円

ハ 総排気量が〇・〇九リットルをこえるもの又は定格出力が〇・八キロワットをこえるもの 年額 千円

二、軽自動車税の賦課期日及び納出方法

第八十二条 軽自動車の賦課期日は、四月一日とします。ただし、次条第一項の規定

第八十三条 軽自動車税の賦課期日は、四月一日とします。ただし、その発生した月の翌月から

月割をもつて、軽自動車税を課す。

第一項の賦課期日後は、納稅義務者が消滅した者は、その消滅した月まで、月割をもつて軽自動車税を課す。

第二項の賦課期日後は、納稅義務者が消滅した場合は、その消滅した月から十五日以内に、軽自動車税を申告しなかつた場合においては、その者に対する警告書を市長に提出しなければならぬ。

(軽自動車税の徵收の方法)

第八十四条 軽自動車税は、普通徵收の方法によつて徵收する。

(軽自動車税の納稅義務者)

第八十五条 軽自動車税の納稅義務者が前条の規定によつて申告すべき事項について正当な理由を有する場合においては、その申告を受けた軽自動車税額が、前項の規定によつて課することができる軽自動車税額に従じて、該申告を受けた者に課税する。

(軽自動車税の申告)

第八十六条 軽自動車税の納稅義務者が前条の規定によつて申告を受けた軽自動車税額に従じて、該申告を受けた者に課税する。

(軽自動車税の徵收の方法)

第八十七条 市長は、公益のため直接専用するものと認める軽自動車等に対する徵收の方法によつて徵收する。

(軽自動車税の減免)

第八十八条 市長は、公益のため方団体の徵收金の納付があつたものとみなして、第十六条第一項の規定を適用する。

(軽自動車税の納稅義務者の権利)

第八十九条 軽自動車税に係る不申告に関する事項は、その他の事項については十五日

月から同月二十五日とします。

(軽自動車税の納稅義務の発生)

第九十条 軽自動車税の納稅義務者は、その発生した月の翌月から

月割をもつて、軽自動車税を課す。

(軽自動車税の賦課期)

第九十一条 軽自動車税の賦課期は、徵收の方法による申告書を提出しなければならない。

(軽自動車税の賦課期)

第九十二条 軽自動車税の賦課期は、徵收の方法による申告書を提出しなければならない。

(軽自動車税の賦課期)

第九十三条 軽自動車税の賦課期は、徵收の方法による申告書を提出しなければならない。

(軽自動車税の賦課期)

第九十四条 軽自動車税の賦課期は、徵收の方法による申告書を提出しなければならない。

(軽自動車税の賦課期)

第九十五条 軽自動車税の賦課期は、徵收の方法による申告書を提出しなければならない。

(軽自動車税の賦課期)

第九十六条 軽自動車税の賦課期は、徵收の方法による申告書を提出しなければならない。

(軽自動車税の賦課期)

第九十七条 軽自動車税の賦課期は、徵收の方法による申告書を提出しなければならない。

(軽自動車税の賦課期)

第九十八条 軽自動車税の賦課期は、徵收の方法による申告書を提出しなければならない。

(軽自動車税の賦課期)

第九十九条 軽自動車税の賦課期は、徵收の方法による申告書を提出しなければならない。

(軽自動車税の賦課期)

第九十条 軽自動車税の賦課期は、徵收の方法による申告書を提出しなければならない。

(軽自動車税の賦課期)

第九十一条 軽自動車税の賦課期は、徵收の方法による申告書を提出しなければならない。

(軽自動車税の賦課期)

第九十二条 軽自動車税の賦課期は、徵收の方法による申告書を提出しなければならない。

(軽自動車税の賦課期)

第九十三条 軽自動車税の賦課期は、徵收の方法による申告書を提出しなければならない。

(軽自動車税の賦課期)

第九十四条 軽自動車税の賦課期は、徵收の方法による申告書を提出しなければならない。

(軽自動車税の賦課期)

第九十五条 軽自動車税の賦課期は、徵收の方法による申告書を提出しなければならない。

(軽自動車税の賦課期)

第九十六条 軽自動車税の賦課期は、徵收の方法による申告書を提出しなければならない。

(軽自動車税の賦課期)

第九十七条 軽自動車税の賦課期は、徵收の方法による申告書を提出しなければならない。

(軽自動車税の賦課期)

第九十八条 軽自動車税の賦課期は、徵收の方法による申告書を提出しなければならない。

(軽自動車税の賦課期)

第九十九条 軽自動車税の賦課期は、徵收の方法による申告書を提出しなければならない。

(軽自動車税の賦課期)

第九十条 軽自動車税の賦課期は、徵收の方法による申告書を提出しなければならない。

(軽自動車税の賦課期)

第九十一条 軽自動車税の賦課期は、徵收の方法による申告書を提出しなければならない。

(軽自動車税の賦課期)

第九十二条 軽自動車税の賦課期は、徵收の方法による申告書を提出しなければならない。

(軽自動車税の賦課期)

第九十三条 軽自動車税の賦課期は、徵收の方法による申告書を提出しなければならない。

(軽自動車税の賦課期)

第九十四条 軽自動車税の賦課期は、徵收の方法による申告書を提出しなければならない。

(軽自動車税の賦課期)

第九十五条 軽自動車税の賦課期は、徵收の方法による申告書を提出しなければならない。

(軽自動車税の賦課期)

第九十六条 軽自動車税の賦課期は、徵收の方法による申告書を提出しなければならない。

(軽自動車税の賦課期)

第九十七条 軽自動車税の賦課期は、徵收の方法による申告書を提出しなければならない。

(軽自動車税の賦課期)

第九十八条 軽自動車税の賦課期は、徵收の方法による申告書を提出しなければならない。

(軽自動車税の賦課期)

第九十九条 軽自動車税の賦課期は、徵收の方法による申告書を提出しなければならない。

(軽自動車税の賦課期)

第九十条 軽自動車税の賦課期は、徵收の方法による申告書を提出しなければならない。

(軽自動車税の賦課期)

第九十一条 軽自動車税の賦課期は、徵收の方法による申告書を提出しなければならない。

(軽自動車税の賦課期)

第九十二条 軽自動車税の賦課期は、徵收の方法による申告書を提出しなければならない。

(軽自動車税の賦課期)

第九十三条 軽自動車税の賦課期は、徵收の方法による申告書を提出しなければならない。

(軽自動車税の賦課期)

第九十四条 軽自動車税の賦課期は、徵收の方法による申告書を提出しなければならない。

(軽自動車税の賦課期)

第九十五条 軽自動車税の賦課期は、徵收の方法による申告書を提出しなければならない。

(軽自動車税の賦課期)

第九十六条 軽自動車税の賦課期は、徵收の方法による申告書を提出しなければならない。

(軽自動車税の賦課期)

第九十七条 軽自動車税の賦課期は、徵收の方法による申告書を提出しなければならない。

(軽自動車税の賦課期)

第九十八条 軽自動車税の賦課期は、徵收の方法による申告書を提出しなければならない。

(軽自動車税の賦課期)

第九十九条 軽自動車税の賦課期は、徵收の方法による申告書を提出しなければならない。

(軽自動車税の賦課期)

第九十条 軽自動車税の賦課期は、徵收の方法による申告書を提出しなければならない。

(軽自動車税の賦課期)

第九十一条 軽自動車税の賦課期は、徵收の方法による申告書を提出しなければならない。

(軽自動車税の賦課期)

第九十二条 軽自動車税の賦課期は、徵收の方法による申告書を提出しなければならない。

(軽自動車税の賦課期)

第九十三条 軽自動車税の賦課期は、徵收の方法による申告書を提出しなければならない。

(軽自動車税の賦課期)

第九十四条 軽自動車税の

